



2025年5月12日号

育児時短就業給付

社会保険労務士法人桑原事務所

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

令和7年4月1日から「育児時短就業給付」がスタートしました。

2歳未満のお子さんを育てる従業員（雇用保険被保険者。以下「被保険者」。）が、時短勤務をしている場合は対象となる可能性があります。

◎ 受給資格は？

① 2歳未満の子を養育するために、1週間当たりの所定労働時間を短縮して就業する被保険者であること。

② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き（※）、同一の子について時短就業を開始したこと、

または、時短就業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は賃金の支払いの基礎となった時間数が80時間以上ある）完全月が12か月あること。

※ 育休終了日～時短就業開始日が14日以内の場合をいいます。

◎ 支給要件は？

上記「受給資格」を満たしたうえで、

支給対象月について、初日から末日まで続けて被保険者であること等。

◎ 支給額は？

原則：支給対象月に支払われた賃金×10%

支払われた賃金の額によっては、支給率が調整されたり、支給されなかったりする場合があります。

◎ 申請のタイミングは？

原則：2か月ごとに申請

例) 5月に時短就業を開始⇒5月、6月分を7/1以降に申請

◎ よくある質問—経過措置

Q：R7.4.1より前に時短就業を開始していますが、対象になりますか？子は2歳未満です。

A : R7.4.1以降の時短就業期間について、対象になる可能性があります。
なお、以下「育休」は、育児休業給付の対象となる育児休業のことを指しています。

例1) R7. 3.17以前に育休から復帰して、引き続き時短就業を開始した場合
⇒R7.4.1から遡って受給資格を確認し（前述「◎受給資格は？」の下線部を参照）、
受給資格があればR7.4.1以降分について申請できます。

例2) R7.3.18以降に育休から復帰して、引き続き時短就業を開始した場合
⇒R7.4.1以降分について申請できます。

ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

（リーフレット）2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します-厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>

